

神交総発第 443 号
神交捜発第 407 号
神刑総発第 936 号
平成 19 年 5 月 29 日

本 部 各 部 長
警 察 学 校 長
市 警 察 部 長
方 面 本 部 長 殿
組織犯罪対策本部長
運 転 免 許 本 部 長
各 所 属 長

警 察 本 部 長

刑法の一部改正による交通事故事件捜査への対応について(通達)

刑法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 54 号)が公布され、平成 19 年 6 月 12 日に施行されることとなったが、本改正の趣旨、要点は下記のとおりであるので、教養の徹底を図るとともに、その運用に誤りがないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改めることとされたものである。

2 改正の要点

(1) 自動車運転過失致死傷罪(刑法第 211 条第 2 項)の創設

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者について、7 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処することとされ、ただし、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができることとされた。

(2) 危険運転致死傷罪(刑法第 208 条の 2)の改正

危険運転致死傷罪の対象が、「四輪以上の自動車」から「自動車」に改め、拡大された。

3 経過措置

刑法の一部を改正する法律の施行前にした行為の処罰については、従前の例により処理すること。

4 留意事項

自動車の運転が県民の日常生活に不可欠なものとなっていることから、あらゆる機会を捉え、改正内容の周知徹底を図ること。